

学校運動場の夜間開放について

(2026.3月現在)

■開放日時 毎週月～金曜日（ただし、12月28日～1月4日を除く）
午後7時30分～午後9時30分（準備・後片付け・清掃も含む）

■使用料 夜間照明使用料 1時間当たり300円

■利用手続き

1 利用団体登録申請書の提出（年度更新）

次の登録要件を確認の上、登録申請書をスポーツ推進課へ提出する。

- ・4名以上の団体であること。
- ・代表者は、市内に在住、在勤または在学する成人であること。
- ・常時連絡者は、日中にメール等で連絡が可能な成人であること。
(E-mail:sports@city.minamata.lg.jpを受信できるよう設定する。)

2 利用の申込み（月次）

毎月20日から26日までに、翌月分の利用予定を連絡する。

(E-mail:sports@city.minamata.lg.jpにメールを送信する。)

※期限内に連絡のない団体は、利用予定がないものと見なす。

3 使用料の支払い（月次）

利用した翌月に送付される納入通知書を市内金融機関(ゆうちょ銀行除く)に持参し、毎月指定期日までに使用料を支払う。

※期限内にお支払いいただけない場合は、利用を停止することがある。

■その他の遵守事項

- 1 学校敷地内は、全面禁煙とする。
- 2 夜間照明は、利用団体が責任を持って管理する。
- 3 利用日誌は、その都度正確に記入すること。(夜間照明スイッチボックス内保管)
- 4 施設・用具を破損した場合は、直ちにスポーツ推進課へ届け出ること。
- 5 近隣の迷惑にならないよう駐車場での騒音（音楽を大音量で流す・利用後の大きな声での会話等）に注意すること。
- 6 子どもが同行する場合は、各利用団体の責任で安全を確保し、他の団体に迷惑をかけないようにすること。
- 7 本項にない事項については、市長の指示に従うこと。

■利用の制限

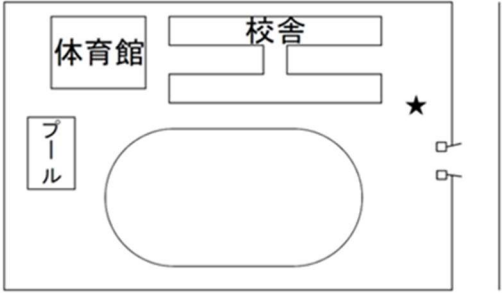
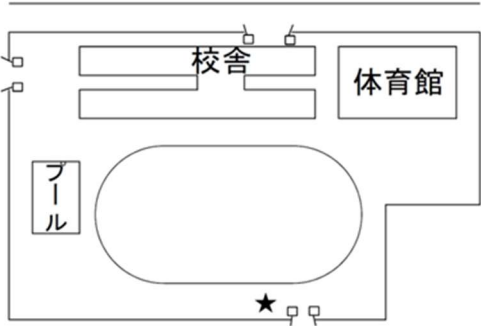
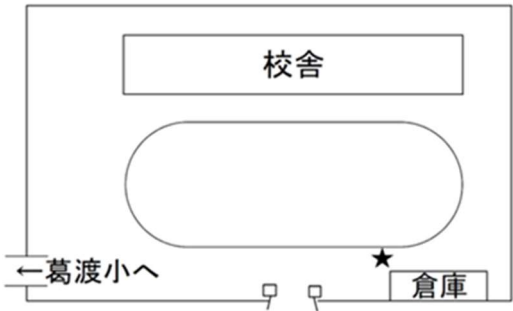
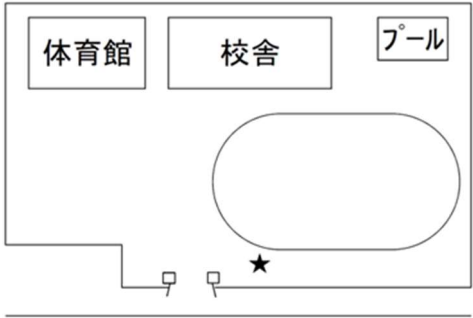
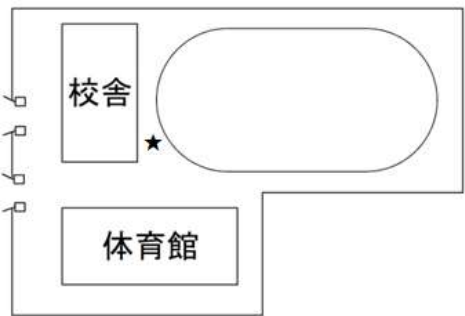
利用不良及び上記事項に違反した団体については、水俣市学校体育施設等使用条例第3条の規定に基づき、利用を停止することがある。

■問い合わせ、連絡先

〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号 スポーツ推進課

TEL: 0966-83-9700 FAX: 0966-62-3311 E-mail: sports@city.minamata.lg.jp

■運動場夜間照明施設操作盤、利用日誌保管場所

学校名	夜間照明施設操作盤（★印）	利用日誌 （夜間開放）
第二中学校		夜間照明施設 操作盤の中
袋中学校		日誌保管ボックス （操作盤の裏側）
緑東中学校		日誌保管ボックス （操作盤の下）
湯出小学校		夜間照明施設 操作盤の中
久木野小学校		夜間照明施設 操作盤の中